

# 鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託仕様書

## 1. 目的

この事業は、生活困窮世帯のうち生活保護受給世帯（以下「被保護世帯」という。）及び児童養護施設入所者（以下「施設入所者」という。）のうち、小学5・6年生、中学生、高校生及びその保護者並びに施設入所者の小学5・6年生、中学生及び高校生を対象に、学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言や、家庭や学校以外の安心できる居場所における支援やこども同士の交流などを通じて、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の確立や社会性の育成及び学習意欲の向上等を図るとともに、関係機関と連携して保護者に対する養育支援等を行うことで、「貧困の連鎖」を防止することを目的とする。

## 2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3. 支援対象者

本事業の対象者については、次の要件に該当する者とする。

市内に居住し、本事業において実施する学習支援教室に参加可能な者のうち、市が選定する被保護世帯の小学5・6年生、中学生及び高校生並びにその保護者、並びに施設入所者の小学5・6年生、中学生及び高校生であって、市が事業参加の呼び掛けを行い、本事業への参加について同意が得られた者。

## 4. 業務内容

### (1) 実施場所

被保護世帯については、支援対象者のニーズを踏まえ、本市と協議の上、受注者が準備した場所で実施し、市内の公共施設を使用する場合は、当該施設の利用条件等に沿って実施すること。

また、支援対象者の希望に応じて、家庭訪問により実施するなど、柔軟に対応すること。

施設入所者については、児童養護施設において実施するものとする。

### (2) 配置職員

#### ア 教育支援員

受注者は、支援対象者の支援を行う教育支援員を2名以上配置するものとする。

#### イ 統括責任者

受注者は、統括責任者1名を配置するものとする。

なお、統括責任者は教育支援員を兼ねることができる。

#### ウ 教育支援員・統括責任者の要件

(ア) 教員免許を有する者、又は学習塾等における学習指導の実務経験を有する者であること。

(イ) 支援対象者に対する学習支援を適切に実施する能力を有すること。

(ウ) 被保護世帯及び施設入所者の福祉の向上について理解と熱意を有すること。

### (3) 学習・生活支援の内容

小学5・6年生及び中学生、高校生の学習支援、居場所の提供、進路・進学に関する相談及び保護者に対する養育支援等を行う。

#### (4) 事業報告

実施内容については、報告書を月ごとに作成し、翌月 10 日までに発注者に提出するものとする。ただし、3 月分の報告書については、3 月 31 日までに提出するものとする。

### 5. 業務実施目標

支援対象者に週 1 回以上の学習支援及び生活支援を実施し、合計支援回数は 1 人あたり 32 回以上を目標とする。

### 6. 支援対象者予定数

10 名

### 7. 業務に要する経費

委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、発注者との打合せに要する費用も含まれる。

学習支援及び生活支援実績が事業目標に達しない場合は、実績に応じて委託料を減額する。

なお、本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、経理に関する帳簿その他必要な書類を整備し履行期間満了後 5 年間は保管しなければならない。

### 8. 調査等

受注者は、発注者から本事業の実施状況について報告、調査を求められたときは、これに応じるものとする。

### 9. 個人情報の取り扱いについて

受注者は業務上多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項を留意しなければならない。

- (1) あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で使用する旨の了解を得ておくこと。
- (2) この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 10. 暴力団等不当介入に関する事項

#### (1) 契約の解除

「鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年鈴鹿市告示第 93 号）」第 3 条又は第 4 条の規定により、「鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注者へ報告し、警察への捜査協力をすること。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、発注者と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、「鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年鈴鹿市告示第 93 号）」第 6 条の規定により「鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

## 11. 障害者差別解消に関する事項

### (1) 対応要領に沿った対応

ア 受注者は、本事業を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領（平成 28 年 11 月 18 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

イ アに規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分留意するものとする。

### (2) 対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受注者は、本事業を履行するに当たり、委託事業に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

## 12. その他

- (1) 事故等が起こった場合に支援対象者が被る被害を補償するため、本事業内容に対応した保険に加入すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び業務の実施に当たり疑義が生じた場合については、市及び受注者双方が協議の上、決定するものとする。